

「本町通り沿線」における景観・不燃化ガイドラインの概要と支援額

		支援額（上限額）
1. 建物等の構造・配置	○ 準耐火建築物または耐火建築物とします【必須】 ○ 建物の高さは5メートル以上とします【必須】 ○ 建物の間口率は7/10 以上とします（雁木を除く）【必須】	裏面の別表参照
2. 雁木の整備	○ 各戸の前に準耐火建築物または 耐火建築物 の雁木を設置します	雁木の工事価格に補助率を乗じて得た額又は雁木の整備延長に補助単価を乗じて得た額の何れか低い方を補助金額とする。 ○店舗又は事業所：補助率90%、補助単価 548,000円／m ○住宅：補助率95%、補助単価 578,000円／m ○床の石張り：補助率100%（範囲に条件あり）
3. 通りに面する 窓・外壁等 の修景（縦格子）	○通りの正面から格子部分が0.8㎡以上見えるように、次のいずれかの修景をします。（侵入防止のための柵などは除く。） ・窓に縦面格子を取り付ける。※1 ・外壁等に装飾の縦格子を取り付ける。ただし、外壁から格子を取り外した場合、外壁として適法であること。※1 ○ 格子には不燃材料を用い、色は黒系、茶系、又は木肌調（木そのものの色合い）とします。※2	
4. 上記以外で守らなければならない景観に関する整備	○ 本町通り沿いに1.8 メートルの歩行者空間を確保するため、外壁を道路境界から2.4 メートル後退させます【必須】 歩行者空間には、歩行者の通行を妨げる塀、さく、広告物、看板、自動販売機などの工作物を設置しません	
5. 上記以外で協力いただきたい景観に関する整備	建物等の配置 ○ 建物の配置で、通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます 屋根の素材・形状・色彩 ○ 屋根の形状は、切妻屋根で、軒のある形状とします ○ 通りに対して桁行方向が概ね平行になるよう建物を配置します。 複数の通りに面する敷地の場合は、その敷地を含む街区全体の建ち並びに合わせた配置とします。 ○ 日本瓦葺き 又は 金属瓦（日本瓦調のもの）葺き とします。 瓦を用いない場合は、カラー鋼板等を用いた瓦棒葺き、横葺き、又は平葺きとします。 ○ 勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます（3.5寸～5寸勾配） ○ 屋根の色彩は、黒系又は茶系とします。※2 外壁の色彩 ○ 黒系、茶系、白系、木肌調（木そのものの色合い）とします 窓・玄関等（開口部）の色彩 ○ 通りに面するすべての開口部の枠の色彩は、黒系、茶系、ステンカラー系、外壁同系色（このガイドラインが推奨する外壁色とした場合に限る）のいずれかにします。※2 ○ 通りに面するガラスは透明、型板、白系とします。※2 付属施設(エアコンの室外機など) ○ 通りに面する部分には設置しないようにします。 通りに面してやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します。 その囲い等の色は、黒系、茶系、白系、木肌調、外壁同系色（このガイドラインが推奨する外壁色とした場合に限る）のいずれかにします。※2	ピンク色が補助対象で、赤字が義務 それ以外は街なみをそろえる為に努力していただきたい事項です。

糸魚川市建築物不燃化促進事業・補助金額表

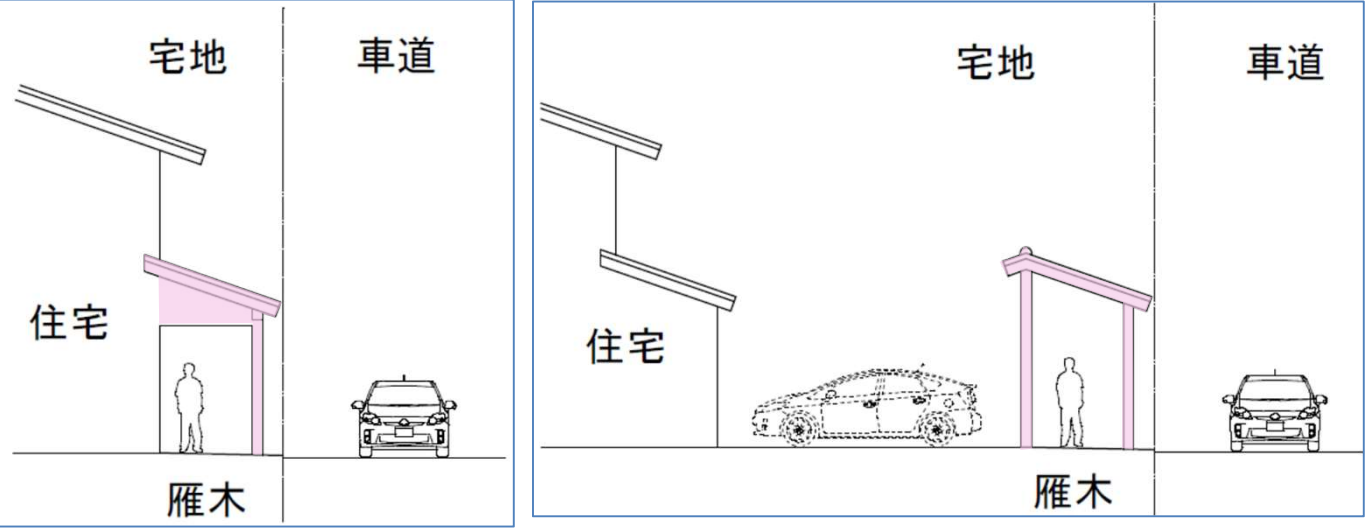
別表 準耐火建築物 一般建築補助金

補助対象床面積	建築補助金 A		補助額	補助対象床面積	補助額
㎡以上～㎡未満	千円	㎡以上～㎡未満	千円	㎡以上～㎡未満	千円
～ 5	0	120 ～ 130	1,812	380 ～ 400	4,190
5 ～ 10	75	130 ～ 140	1,963	400 ～ 420	4,341
10 ～ 15	151	140 ～ 150	2,114	420 ～ 440	4,492
15 ～ 20	226	150 ～ 160	2,265	440 ～ 460	4,643
20 ～ 25	302	160 ～ 170	2,416	460 ～ 480	4,794
25 ～ 30	377	170 ～ 175	2,567	480 ～ 500	4,945
30 ～ 35	453	175 ～ 180	2,642	500 ～ 550	5,096
35 ～ 40	528	180 ～ 200	2,680	550 ～ 600	5,322
40 ～ 45	604	200 ～ 220	2,831	600 ～ 650	5,549
45 ～ 50	679	220 ～ 240	2,982	650 ～ 700	5,775
50 ～ 60	755	240 ～ 260	3,133	700 ～ 750	6,002
60 ～ 70	906	260 ～ 280	3,284	750 ～ 800	6,228
70 ～ 80	1,057	280 ～ 300	3,435	800 ～ 850	6,455
80 ～ 90	1,208	300 ～ 320	3,586	850 ～ 900	6,681
90 ～ 100	1,359	320 ～ 340	3,737	900 ～ 950	6,908
100 ～ 110	1,510	340 ～ 360	3,888	950 ～ 1,000	7,134
110 ～ 120	1,661	360 ～ 380	4,039	1,000㎡以上	7,361

※この表は、国土交通省が所管する都市防災総合推進事業の一般建築助成額表（準耐火建築物）を準用しています。（第4回勉強会資料の最新版）
※対象床面積とは、3階まで（地階を除く）の延べ面積をいう。
※この表にある補助額は、一般建築物を準耐火建築物にした場合であり、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造など、構造を問わない。
※補助率 国1／2、市1／2

雁木整備のガイドラインと補助

1. 雁木整備のガイドライン



- 義務
- ・準耐火建築物 または、耐火建築物とします。
 - ・歩行空間を確保するために、建物を本町通りから2.4m以上後退させます。

- 推奨
- ・歩行空間、有効幅1.8m以上 高さ2.5m推奨（最低2.1m）
 - ・屋根は、日本瓦、金属瓦（日本瓦調）、カラー鋼板等の横葺き、棒葺き、平葺き とします。
 - ・屋根勾配は、原則3.5寸勾配とします。（既存勾配で3.5寸が多いため）
 - ・軒先は、本町通りの境界線にぎりぎりまで近づけて揃えます。
 - ・床の横断勾配は1.5%とします。
 - ・雁木の隣地両端は、敷地境界ぎりぎりに近づけます。
 - ・色は、屋根：黒系。 破風、鼻隠し、雨樋：黒系、茶系。 梁、柱、垂木：茶系、木肌。天井、軒裏、梁小口、垂木小口：白系、茶系、木肌。とします。

2. 雁木整備の補助金額

専用住宅	工事費等の95% 雁木1m当たり 578,000 円	このうち低い方の額を補助する
上記以外 店舗・事業所 空き地	工事費等の90% 雁木1m当たり 548,000 円	このうち低い方の額を補助する